

茨城県地域クラブ活動ガイドライン

令和5年2月
茨城県教育委員会

〈 目 次 〉

はじめに	3
I 地域クラブの設立	6
1 地域クラブ設立に向けた環境整備	6
(1) 地域クラブ活動への参加者	6
(2) 地域クラブの運営体制の整備	6
(3) 地域移行の進め方	6
(4) 大会等の在り方の見直し	7
2 地域移行の制度設計の手順	8
(1) 協議会等の設置、定期的な実施	8
(2) 推進計画の策定をはじめとする情報発信	8
(3) ニーズ・課題の把握	8
(4) 運営団体の設立	9
(5) 指導者の確保	9
(6) 活動場所の確保	10
(7) 運営団体の「規約・運営方針」の策定	10
(8) 地域クラブ活動に係る費用負担の軽減	10
(9) 教員の兼職兼業等や大会役員業務に係る制度の整備	10
(10) 生徒、保護者、関係団体、学校、地域住民への情報発信	10
II 地域クラブ活動の運営	11
1 適切な運営体制の構築	11
(1) クラブ規約の策定・公表	11
(2) クラブ運営方針の策定・公表	11
(3) 競技団体や大会等への参加登録	11
(4) 会費の設定と適切な会計処理及び公表	12
(5) 保険への加入	12
(6) ガバナンスコードの策定・公表	12
(7) 相談窓口の周知	13
(8) 関係団体との連携	13
2 適切な指導体制の構築	14
(1) 指導者に求められる資質	14
(2) 指導者資格の取得	14
(3) 指導者としての質の保障	15
(4) 指導者の確保	15
(5) 生徒の多様な活動への理解	15
3 適切に休養を確保するための活動時間の設定と管理	16
(1) 適切な活動時間や休養日等の設定	16
(2) 活動場所の確保	16
(3) 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進	16
(4) 学校等との連携	16
おわりに	18

《別添資料》

1	スポーツ団体ガバナンスコード〈一般スポーツ団体向け〉、R1.8 スポーツ庁
2	「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」を受けた公立学校の教師等の兼職兼業の取扱い等について、R3.2 文部科学省
3	学校の働き方改革を踏まえた部活動改革に関する提言～地域移行を目指して～ R4.5 県有識者会議
4	運動部活動の地域移行に関する検討会議提言の概要、R4.6 スポーツ庁検討会議
5	副業・兼業の促進に関するガイドライン、R4.7 厚生労働省
6	文化部活動の地域移行に関する検討会議提言の概要、R4.8 文化庁検討会議
7	「未来のブカツ」ビジョンの概要、R4.9 経済産業省
8	茨城県「部活動の運営方針」（改訂版）、R4.12 県教育委員会
9	学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン、 R4.12 スポーツ庁及び文化庁

※別添資料については、別紙一覧表をご参照ください。

《凡例》

ガイドライン	茨城県地域クラブ活動ガイドライン
地域移行	地域クラブ設立による、学校部活動の地域クラブ活動への移行
運営団体	運営団体・実施主体（自治体や民間企業等の、地域クラブを運営する団体）
協議会等	スポーツ・文化芸術に係る団体や自治体の担当部署、学校、保護者等で構成
中学校（・中学生）	中学校、義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程、特別支援学校中学部（の生徒）
高校（・高校生）	高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部（の生徒）
中体連	中学校体育連盟
高体連	高等学校体育連盟
中体連・高体連等	中学校体育連盟・高等学校体育連盟・高等学校野球連盟 吹奏楽連盟や合唱連盟等の文化芸術活動連盟
JSP0	（公財）日本スポーツ協会の略称
市町村スポーツ協会	茨城県スポーツ協会に加盟している県内 44 市町村にあるスポーツ協会
中央競技団体	スポーツ競技の国内統括団体
競技団体	茨城県スポーツ協会に加盟している各競技の団体
文化芸術団体	吹奏楽連盟や合唱連盟等の文化芸術活動連盟など
連盟等	スポーツ・文化芸術活動を統轄する各団体
大会等	各連盟における競技大会や、コンクール、コンテストなど

はじめに

- 平成 30 年 3 月、スポーツ庁が「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を通知し、その中で、地域との連携を含む学校部活動の見直しに言及した。
これを受け、本県は、茨城県「部活動の運営方針」を策定し、部活動改革をスタートさせた。
その後、国の「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」^{※1}を受けて、本県でも、地域移行の具現化に向けた検討を本格化させた。
- 令和 4 年 2 月に、本県では、「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革に関する有識者会議」を設置し、議論の結果、5 月に「地域移行を目指して」との副題が付された『提言』^{※2}を得た。
これを踏まえ、学校部活動の地域移行について、令和 5 年度以降、平日も視野に入れながら、まずは休日から段階的に推進することを基本とし、移行に伴う諸課題について、検討・準備を進めている。
なお、部活動改革については、令和 4 年 12 月に、移行期における学校部活動を対象とした茨城県「部活動の運営方針」を改訂^{※3}し公表したところである。
- 国も、令和 4 年 12 月にこれまでの部活動に係るガイドラインを全面的に改訂し、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」^{※4}として策定し公表した。
その中では、「新たな地域クラブ活動」や「学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備」、「大会等の在り方の見直し」について方向性が示され、令和 5 年度から地域の実情等に応じて可能な限り早期の移行実現を目指し、地域スポーツ・文化芸術環境の整備のための取組を重点的に進めることを求めている。
- これら一連の部活動改革の背景には、近年の少子化に伴う学校の小規模化等により、単独でチームが組めない、生徒の希望する部活動がない、技術や医・科学の面で専門性に裏付けられた指導を受けることができないなどの事例が増加していることがある。
また、勝利至上主義への傾倒や適切な休養を度外視した長時間活動等により、生徒が心身に疲労を蓄積させ、その結果、傷害のみならずバーンアウト（燃え尽き症候群）などにより生涯にわたってスポーツ・文化芸術活動を楽しむことができなくなるといった事例も挙げられる。
- さらに、本県の中学校生徒数は、今後 10 年間で、令和 4 年度の約 75,000 人から 14 年度の約 60,000 人へと、約 15,000 人減少することが見込まれている。
いわゆる右肩上がりの過去の延長ではないこうした情勢を直視し、これからの時代を生きる子供たちのために、スポーツ・文化芸術活動の環境を持続可能なものとするためには、学校部活動の維持がこれ以上困難な状況となる前に、新たに地域スポーツクラブや地域文化クラブを整備する必要がある。
- これらの地域クラブ活動は、学校の教育課程外の活動として、社会教育法上の「社会教育」（主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）の一環として捉えることもでき、また、スポーツ基本法や文化芸術基本法上の「スポーツ」「文化芸術」として位置付けられるものである。
- 地域クラブ活動については、社会総がかりで「地域の子供たちを地域で育てる」という共通理解の下、生徒の望ましい成長を保障できるよう、学校部活動の教育的意義を継承しつつ、活動環境によって生じていた体験格差を解消するため、少年団をはじめ地域の活動単位を基盤としながら、可能な限り多様なスポーツ・文化芸術活動環境を一体的に整備することが望まれる。
- そこで、本県有識者会議提言及び国のガイドラインを踏まえ、子供たちが個々の多様なニーズ・志向に応じて活動を選び、自主的・自発的に参加でき、安心・安全に活動できる環境の実現に向けて、公立中学校・高校部活動の地域移行を推進するための地域クラブ設立の方法や手順とともに、地域クラブ活動の運営に当たっての留意事項を整理し、指針としてまとめた。

※1～4は、P. 4、5を参照

《 参 考 》 これまでの地域移行に係る経緯 ～通知・提言等の概要～

注釈・発行・日付	概 要
<p>※ 1 スポーツ庁 [R2. 9]</p>	<p>【学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について】</p> <p>○部活動は教師による献身的な勤務の下で成り立ってきたが、休日を含め長時間勤務の要因 指導経験のない教師にとって多大な負担、クラブ加入者にとっても望ましい指導を受けられない</p> <p>○持続可能な部活動と教師の負担軽減の両方を実現（必ずしも教師が担う必要のない業務）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・休日に教科指導を行わないことと同様に休日に部活動指導に携わる必要がない環境を構築 ・クラブ加入者の活動機会を確保するため、休日に地域で活動できる環境を整備 ・指導を希望する教師には、休日に指導できる仕組みを構築 <p>○具体的取組</p> <p>I. 休日の部活動の段階的な地域移行（R5以降、段階的に実施）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・休日の指導や大会への引率を担う地域人材の確保 ・兼職兼業の仕組みの活用 ・保護者による費用負担、地方自治体による減免措置等と国による支援 <p>II. 合理的で効率的な部活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市・過疎地域における他校との合同部活動の推進 ・クラブ加入者・指導者間のコミュニケーションが可能となるICT活用の推進 ・地方大会の在り方の整理（実態把握、精選、参加資格の弾力化等） <p>※主として中学校を対象。高校も同様の考え方を基に取組を実施</p> <p>高校の部活動は学校の特色として位置付けられている場合があることに留意</p> <p>その場合、別途設置者の責任において教師の負担軽減を考慮した適切な指導体制を構築</p>
<p>※ 2 茨城県 教育委員会 [R4. 5]</p>	<p>【学校の働き方改革を踏まえた部活動改革に関する提言～地域移行を目指して～】</p> <p>III 生徒のニーズに対応したスポーツ・文化芸術活動環境の整備（地域移行を含む）について</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地域移行を実現する環境の整備と支援 <ul style="list-style-type: none"> ・生徒が希望する競技や分野の活動に参加し、専門的な指導等を受けることができる環境として、地域移行を推進することが急務 ・中学校・高校で休日に部活動指導を行う教員をゼロとする目標期限の前倒し ・部活動が担っていた教育的機能を、地域が引き継いでいく体制の構築 2 指導者の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・指導者として相応しい資格要件と、事故発生時の責任等を明確化した契約条項を設定 ・将来的に地域において子供から大人までの幅広い世代が体系的なプログラムで活動 3 兼職兼業に係る整理 <ul style="list-style-type: none"> ・勤務時間外在校等時間と合わせた上限について、45時間を超えてしまうことや土日両日の兼職兼業について認めないこととする 4 活動場所の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・学校施設等の利活用を促進すべき 5 活動費や保険等 <ul style="list-style-type: none"> ・経費について受益者負担が原則だが、経済的に困窮する家庭に対しては補助を検討 6 大会参加資格の緩和 <ul style="list-style-type: none"> ・中体連の方向性を踏まえ、高体連等に対し、主催大会へ地域クラブ活動等学校以外の団体が参加することを認めるよう要望
<p>スポーツ庁 [R4. 6]</p>	<p>【「運動部活動の地域移行に関する検討会議」提言】</p> <p>○休日の部活動から段階的に地域移行することを基本</p> <p>○目標時期：令和5年度の開始から3年後の7年度末を目途（改革集中期間）</p> <p>○平日については、できるところから取り組む</p> <p>休日の移行の進捗状況等を検証し、更なる改革を推進</p> <p>○地域におけるスポーツ機会の確保、生徒の多様なニーズに合った活動機会の充実等に着実に取り組む</p> <p>○地域のスポーツ団体等と学校との連携・協働の推進</p>
<p>文化庁 [R4. 8]</p>	<p>【「文化部活動の地域移行に関する検討会議」提言】</p> <p>上記運動部と同内容</p>

<p>※3 茨城県 教育委員会 [R4. 12]</p>	<p>【茨城県「部活動の運営方針」(改訂版)】 〈主な変更点〉 ○活動時間及び休養日の設定を見直し(「程度」から「上限」と位置付け) ○活動計画に加えて活動実績もホームページ等で公表 ○任意加入である部活動の費用負担の在り方の見直し ○勤務時間外在校等時間の縮減と複数顧問制の推進等 ○大会運営・役員業務の整理等</p>
<p>※4 スポーツ庁 文化庁 [R4. 12]</p>	<p>【学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン】 (H30に発出された運動部活動及び文化部活動それぞれのガイドラインを統合した上で改訂) ○教育課程外の活動である学校部活動について、実施する場合の適正な運営等の在り方 ○学校部活動の維持が困難となる前に、学校と地域との連携・協働により生徒の活動の場として整備すべき新たな地域クラブ活動の在り方 ○新たなスポーツ・文化芸術環境の整備に当たり、多くの関係者が連携・協働して段階的・計画的に取り組むため、その進め方等 ○学校部活動の参加者だけでなく、地域クラブ活動の参加者のニーズ等に応じた大会等の運営の在り方</p>

I 地域クラブの設立

■ 1 地域クラブ設立に向けた環境整備

(1) 地域クラブ活動への参加者

従来から学校部活動に所属している生徒はもとより、今まで学校部活動に参加していない生徒や、各種スポーツ・文化芸術活動を苦手としている生徒、障害のある生徒など、参加を希望する全ての生徒が対象となる。

(2) 地域クラブの運営体制の整備

ア 運営団体は、次のような多様な団体が想定される。

市町村、社団法人・NPO法人、総合型地域スポーツクラブ※ ⁵ 、スポーツ少年団、スポーツ・文化芸術協会、競技団体、文化芸術団体、クラブチーム、プロチーム、民間事業者、フィットネスジム、大学、学校（コミュニティ・スクール）ごとの地域学校協働本部※ ⁶ 、保護者会、同窓会、複数の学校の部活動が合同で設立する団体、部活動等の卒業生を中心に設立する団体 等

イ 運営体制の整備に当たっては、地域の実情に応じたスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、移行期における生徒の体験格差を解消する観点から、市町村はあらゆる方法で上記アの運営団体と連携しながら、下記事例を参考にするなど体制整備に努める。（次ページ参照）

ウ 移行期において、運営体制の整備が困難な場合は、部活動指導員や外部指導者を活用するなど、生徒の活動環境の確保に努める。

(3) 地域移行の進め方

ア 県又は市町村及び運営団体は、まずは、休日における地域クラブ活動の環境整備を進めることを基本とする。

イ 市町村は、県の本ガイドラインを踏まえて「推進計画」を策定し、地域移行を推進する。地域の実情等に応じて可能な限り早期の実現を目指す。

ウ 平日の地域クラブ活動について、県又は市町村及び運営団体は、休日における取組の進捗状況等を検証しながら、できるところから取組を進める。

エ 地域の実情等に応じて、休日と平日とを一体として移行するケースや、平日から先に移行するケースもあり得るため、市町村及び運営団体は、地域の実情に照らしてふさわしい方針を検討し決定する。

オ 地域移行期において、休日の地域クラブと平日の学校部活動とで指導者が異なる場合は、地域クラブの指導者は、あらかじめ学校の部活動指導員や顧問と指導方針や生徒の活動状況に関する情報の共有を行い、生徒や保護者等への説明を丁寧に行う。なお、運営団体は、地域クラブの指導者に対し、学校と連絡調整を含め、緊密な連携を図るよう指導・監督を行う。

※5：JSP0においては、令和4年4月から、総合型地域スポーツクラブの登録・認証制度の運用を47都道府県で開始している。また、総合型地域スポーツクラブとスポーツ少年団が融合した取り組みを検討している。

※6：コミュニティ・スクールと一体的に推進している地域学校協働活動を担う地域住民や団体等による緩やかなネットワーク体制。

(4) 大会等の在り方の見直し

- ア 県及び市町村は、大会等の主催者に対し、大会等への参加資格を学校単位に限定することなく、地域クラブ単位でも参加可能とすることについて要請する。
- イ 県及び市町村は、地域クラブが参加できる大会等に対して、後援や補助、学校や公共施設の貸与等の積極的な支援を検討する。
- ウ 県及び市町村は、中体連・高体連等の主催大会の運営を可能な限り教員によらない体制で行うため、民間企業を含む関係団体等に対し、スタッフとして参画できる人員の協力について特段の配慮を求める。
- エ 県及び市町村は、大会運営等のスタッフを確保する観点から、大会等の主催者に対し、大会開催日について休日開催を含めた開催の在り方の検討を要請する。
- オ 県及び市町村は、大会等の主催者に対して、傷害等の防止とパフォーマンスの向上のために適切な休養を確保できるよう、開催回数 of 精選を要請する。
- カ 県及び市町村は、近隣市町村等に参加要請する大会を主催する場合、内容の充実を図るとともに、少子化や生徒・チーム減少の現状を踏まえ、生徒の心身の負担が過重にならないよう、可能な限り大会を統合するなどして試合等の数を限定する。
- キ 県及び市町村は、参加する生徒の健康と安全を守るため、大会等の主催者に対し、熱中症等の危険を考慮するよう、必要に応じて大会等の開催時期や時間帯等について見直しを要請する。

《参考》 本県における中学・高校生を対象とした地域クラブの主な設立事例

母体団体等	主な事例	概要
少年団	〈剣道〉運営団体：岩間剣道スポーツ少年団 〈相撲〉運営団体：友部相撲スポーツ少年団 ※対象：小・中学生	・少年団が主体となり、小・中学生を募集し指導
NPO 法人・クラブ・学校	〈バスケットボール〉 ・運営団体：NPO 法人つくばフットボールクラブ ・クラブ：BC つくば Evolution ・対象：市内全域の中学生（谷田部東中拠点）	・学校を拠点としてクラブを設立 ・クラブが NPO 法人に運営を依頼 ・NPO 法人が指導者を派遣 ・参加者は広域から募集
競技団体・学校	〈ホッケー〉 ・運営団体：TOKAI フィールドホッケークラブ ・対象：中・高校生（東海高で活動） 〈スケート〉 ・運営団体：茨城シンクロ SC ・対象：小・中・高校生・一般（佐和高、山新スイミングアリーナスケートリンクで活動）	・競技団体がクラブチームを設立 ・参加者は広域から募集
学校	〈バスケットボール〉 ・運営団体：Club R2 ・対象：中・高校生（竜ヶ崎二高で活動）	・学校部活動が母体となり、外部指導者がクラブを設立 ・参加者は広域から募集
NPO 法人・大学等・学校	〈ラグビーフットボール〉 ・運営団体：NPO 法人クラブ・ドラゴンズ ・対象：中・高校生（取手一高で活動） ・参加校：取手一高、守谷高	・複数校が参加 ・NPO 法人が大学等と連携し指導者を派遣
文化系団体・教育委員会・学校	〈吹奏楽〉 ・運営団体：東海村吹奏楽団 ・対象：中学生（東海南中、楽団とともに活動） ・活動場所：学校、公共施設（文化センター）	・教育委員会が文化系団体に域内の学校への指導者派遣を依頼
NPO 法人・教育委員会・学校	〈軟式野球、サッカー、バレーボール〉 ・運営団体：NPO 法人ミラクルスポーツキングダム ・対象：中学生（牛久市内）	・教育委員会が NPO 法人に運営を委託
	〈卓球、ソフトテニス、剣道、バスケットボール〉 ・運営団体：NPO 法人オーカスポーツマネジメント ・学校：水戸市立双葉台中	・教育委員会が NPO 法人に域内の学校への指導者派遣を依頼
地域住民組織・NPO 法人・学校	〈卓球、ソフトテニス、剣道、軟式野球、サッカー、バスケットボール、バレーボール〉 ・運営団体：DCAA（洞峰地区文化スポーツ推進協会） NPO 法人つくばフットボールクラブ ・学校：つくば市立谷田部東中	・卒業生の保護者を含む地域住民で設立された団体が、NPO 法人に指導者派遣を依頼

※上表内の NPO 法人については、オーカスポーツマネジメントを除き、本県の総合型地域スポーツクラブである。

■ 2 地域移行の制度設計の手順

- これまで学校主体で行ってきた部活動から、地域クラブ活動へと移行する際の流れとしては、別添参考資料のような内容が想定される。
- 内容は一例を示したものであり、地域の実情によって、順序が入れ替わることや省略すること、追加することも考えられる。
- 移行及び運営については、進捗状況等の検証を適宜行い、必要に応じてスケジュールを見直ししながら、着実に進めていくことが必要である。
以下、具体的に行う内容や留意点を示す。

(1) 協議会等の設置、定期的な実施

- ア 県又は市町村は、必要に応じ、首長部局や教育委員会の地域スポーツ・文化振興担当部署や社会教育・生涯学習担当部署、学校の設置・管理運営担当部署、地域スポーツ・文化芸術団体、学校、保護者等の関係者からなる「協議会等」を設置する。
- イ 協議会等には、必要に応じて有識者の参加を求め、客観的な意見を踏まえ、建設的な協議が行われるようにする。
有識者としては、健康増進や社会福祉・医療、まちづくりの担当部署の他、地域スポーツ・文化コミッションや地域おこし協力隊等が考えられる。
- ウ 協議会等においては、定期的・恒常的な情報共有・連絡調整を行い、新たなスポーツ・文化芸術環境の整備方法等を検討し、実行する。
その際、スポーツ推進委員等を活用し、地域のスポーツ団体等との連絡調整を図ることも考えられる。
- エ 市町村や運営団体は、県が提供する指導者の情報や、県内のスポーツ・文化芸術活動の施設等に関する情報などを活用し、環境整備に取り組む。
- オ 県又は市町村は、スポーツ協会や文化振興財団・文化協会などの団体等と連携し、地域の各スポーツ・文化芸術団体等の取組に助言・支援を行う。
- カ 県又は市町村は、競技団体又は生徒のスポーツ・文化芸術活動に関わる各分野の関係団体等が提供する専門的な指導者の養成・派遣や活動プログラムなどを活用する。

(2) 推進計画の策定をはじめとする情報発信

- ア 県又は市町村や協議会等は、推進計画の策定等により、生徒・保護者や学校はもとより、スポーツ・文化芸術団体等の関係者や住民に対し、取組の背景や地域におけるスポーツ・文化芸術環境の整備方針、具体的な取組の内容、生徒自身や地域社会に対し見込まれる効果、地域移行のスケジュール等について分かりやすく周知し、理解と協力を得る。
- イ 県は、部活動の段階的な地域移行等に関する実践・実証事業等の成果の普及を図るとともに、市町村の進捗状況を把握し、市町村等に対して必要な指導助言、支援を行う。

(3) ニーズ・課題の把握

- ア 県又は市町村や協議会等は、学校部活動に入っていない生徒や、今後中学生・高校生となる児童生徒やその保護者、地域住民等への聞き取りやアンケート調査を行うなどにより、ニーズや課題の把握に努める。
その際、学校部活動にはない種目等やレクリエーション志向等のニーズの把握に努める。
- イ 県又は市町村や協議会等は、把握したニーズや課題をもとに、新たなスポーツ・文化芸術環境の整備方法等の充実について検討する。
なお、調査結果や検討状況等について、随時ホームページ等で公開することが望ましい。

(4) 運営団体の設立

ア 地域クラブ活動の運営団体について、県又は市町村や協議会等は、既存の団体がある場合は当該団体と協議のうえ決定し、既存の団体がいない場合は新規に設立又はその支援をする。

なお、運営団体に必要となる主な業務としては、以下のような内容が考えられる。

- 地域クラブ活動の規約・運営方針の策定
協議会等との連携
- 活動の周知に係る広報活動
- 参加者の募集、受付
- 活動のマネジメント
活動計画の作成、活動実績報告の作成、施設の確保、送迎バス等の運行、大会等の参加手続き、保険手続き、事故・トラブル発生時の対応 等
- 指導者のマネジメント
指導者の確保、保険手続き、シフトの作成、従事時間管理、報酬の支払い、資質向上研修会の実施 等
- 参加者のマネジメント
出欠管理、参加費の徴収、安全管理 等
- 地域、学校、関係団体等との連携
- 参加者及び保護者満足度を高める工夫
アンケートの実施、P D C Aサイクルによる運営改善 等

イ 団体による運営が軌道に乗るまでは、県又は市町村がサポートすることのほか、市町村が運営団体となることも考えられる。

ウ 単独の運営団体で地域全体の運営を担うことが困難な場合は、複数の運営団体が連携し、業務を行うことも有効である。

(5) 指導者の確保

ア 県又は市町村や協議会等は、指導者確保のために、地域の実情に応じて、以下の対応を実施する。

- 地域のスポーツ・文化芸術活動を指導できる人材の把握・リスト作成
市町村の競技団体の登録者、スポーツ少年団の指導者、スポーツ推進委員、クラブチームの指導者、文化団体の指導者、兼職兼業等を希望する教員 等
- 企業・大学等との連携
・地域に企業や文化芸術団体がある場合は、連携して指導者確保
・大学については、大学との連携を行うか、大学を通じての求人募集
- 民間事業者との連携
スポーツクラブ、文化クラブ、人材派遣会社等の連携
- 求人募集
マスメディアやコミュニティメディア、ハローワーク等
- 近隣市町村との連携
近隣市町村と連携し、単一の市町村で実施できない活動を実施
- ICTを活用した遠隔指導体制の整備
遠方の指導者からの指導が受けられるようICT環境等を整備

イ 教員以外の指導者については、体罰防止等のコンプライアンスに係る研修会を県又は市町村が開催し、地域クラブ活動指導者として認定する。

ウ 県は、スポーツ・文化芸術団体等の協力を得ながら、運営団体の求めに応じて指導者を紹介する人材バンクを整備する。

なお、市町村が人材バンクを整備する場合は、県との連携にも留意する。

(6) 活動場所の確保

- ア 県又は市町村や協議会等は、地域クラブ活動の活動場所として、公共のスポーツ・文化施設や、社会教育施設、地域団体・民間事業者等が有する施設、地域の中学校をはじめとして、小学校や高等学校、特別支援学校や、廃校施設を活用できるよう配慮する。
- イ 県又は市町村や協議会等は、学校施設の管理運営について、指定管理者制度や業務委託等を取り入れ、地域クラブ活動を実施する運営団体に委託するなど、当該団体等の安定的・継続的な運営を促進する。
- ウ 県又は市町村や協議会等は、地域クラブ活動を行う団体等に対して学校施設、社会教育施設や文化施設等について減免措置や低廉な利用料を認めるなど、負担軽減や利用しやすい環境づくりに努める。
- エ 県又は市町村や協議会等は、学校施設等の利活用促進のための手立てを検討する。

(7) 運営団体の「規約・運営方針」の策定

県又は市町村や協議会等は、運営団体が規約・運営方針をまとめ公開するよう、必要な助言を行う。

※次ページⅡ 1 (1) を参照

(8) 地域クラブ活動に係る費用負担の軽減

- ア 県又は市町村は、施設使用料を低廉な額としたり、送迎面の配慮を行ったりするなどの支援を行うとともに、経済的困窮家庭の生徒の参加費用の支援等の取組を進める。
- イ 県又は市町村は、運営団体が地元の企業等の協力を得て、企業等有する施設の利用や設備・用具・楽器の寄附等の支援体制の整備を促進する。

(9) 教員の兼職兼業等や大会役員業務に係る制度の整備

- ア 県教育委員会は、希望する教員が地域クラブでの指導を行うための、兼職兼業等に係る許可条件や基準等について別途要項を定め、県立学校の教員に対して、本人及び学校全体の公務の遂行に不均衡や支障を生じさせないなどの範囲において、兼職兼業等について適切に許可・承認する。
- イ 市町村教育委員会は、県教育委員会が定める兼職兼業等に係る要項に準じ、市町村立学校の教員に対して、本人及び学校全体の公務の遂行に不均衡や支障を生じさせないなどの範囲において、兼職兼業等について適切に許可・承認する。
- ウ 県教育委員会は、教員が大会等の役員業務に従事する場合の兼職兼業等及び服務管理について別途整理する。

(10) 生徒、保護者、関係団体、学校、地域住民への情報発信

- ア 県又は市町村は、令和5年度以降、地域移行を推進することについて、情報発信を強化する。
- イ 生徒が主体的に取り組める活動機会を選び確保できるよう、県又は市町村は、様々な地域活動を紹介するなど、生徒・保護者への情報提供に努める。
- ウ 県又は市町村は、関係団体からの情報収集に努める必要がある。

Ⅱ 地域クラブ活動の運営

■ 1 適切な運営体制の構築

(1) クラブ規約の策定・公表

運営団体は、生徒や保護者に対し、安心して参加できる団体であることを示すために、クラブ規約を策定し、入会前に生徒や保護者の理解を十分に得る。

《参考》クラブ規約の構成例^{※7}

- | | |
|----|---------------------------|
| 1 | 総 則（クラブの名称と所在地） |
| 2 | 目 的 |
| 3 | 事 業 |
| 4 | 会 員（資格、手続き、会費など） |
| 5 | 役員及び事務局（役職、選出方法と任期、任務など） |
| 6 | 会 議（総会や運営委員会などの運営組織とその役割） |
| 7 | 会 計（会計年度、会計の原則、資金の管理など） |
| 8 | 規約の改定 |
| 9 | クラブの解散 |
| 10 | 附 則（施行日など） |

(2) クラブ運営方針の策定・公表

ア 運営団体は、上述の「規約」に基づくとともに、本ガイドラインを踏まえたクラブの「運営方針」を策定して活動の方向性を示す。（運営方針策定上の留意点は次ページ参照）

《参考》クラブ運営方針の内容例

- | | | |
|----------|--------------|----------|
| ・活動の目標 | ・育てたいクラブ加入者像 | ・向上させたい力 |
| ・具体的な手立て | ・活動時間・休養等 | など |

イ クラブの「運営方針」策定に当たっては、生徒の中にはより上位の大会やコンクールを目指す者のみならず、基礎体力や社会性を身に付けることを目的にしたり仲間と楽しい時間を過ごすことを目的にしたりする者もいるなど、生徒の志向が多様であることを受け容れ、勝利至上主義に傾倒することがないように配慮する。

(3) 競技団体や大会等への参加登録

ア 生徒が大会に参加する場合は、大会の資格要件等（参加対象や登録の必要性、保険等）を十分に確認する。

イ クラブとしての大会参加を目指す場合、必要に応じて競技団体や連盟等への登録や加盟が求められる^{※8}ことから、運営団体は、特に地域移行期においては、登録や登録費の納入が学校と二重にならないよう配慮する。

やむを得ず二重登録の事態が生じる場合は、その内容や費用面等について、クラブ入会や競技団体・大会等への参加登録の前に保護者に十分説明し理解を得ること。

ウ 中体連・高体連等が主催する大会をはじめ様々な大会への参加資格については、クラブ単位での参加が認められるよう各方面で議論されているが、それぞれ大会により出場要件等は異なるため、必ず事前に確認することが求められる。

なお、クラブによる大会参加が実現する場合は、運営団体は、役員・審判などの大会運営にスタッフとして積極的に参画することが求められる。

※7：出典元：文部科学省 HP「総合型地域スポーツクラブ育成マニュアル」

※8：日本中体連は、全国中学校体育大会への地域スポーツ団体等が参加を希望する場合、「都道府県中学校体育連盟に加盟もしくは認定されていること」としている。（全国中学校体育大会への地域スポーツ団体等の参加資格について／（公財）日本中学校体育連盟／令和4年6月13日）

《参考》クラブ規約・運営方針策定上の留意点

- ねらい
 - ・地域クラブ活動を通じてどのような人材を育成していくのか
 - ・そのために、いつまでにどのような方策をとるのか
- クラブ名
 - ・学校部活動と区別ができるようクラブの名称を工夫
- 活動内容
 - ・地域の実情やニーズ調査の結果を踏まえ、活動内容を決定
 - ・地域の実情やニーズに応じて、可能な内容から実施
 - ・単独地域で実施できない内容については、近隣市町村と連携するなどを検討
- 活動回数、活動時間等の決定
 - ・地域がもつ資源（人材、施設等）とニーズ・課題の把握の結果等を総合的に勘案
 - ・回数は、最初は1～2か月に1回程度など可能な範囲から始め、段階的に増やすなどを検討
- 費用負担の検討、財源の確保
 - ・運営費用 指導者報酬、保険料（指導者、参加者）、会場使用料、消耗品代、会場への移動に係る費用、運営団体の事務に係る費用 など
 - ・生徒や保護者、地域住民等の理解を得つつ、活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な会費の設定を検討
- 活動の開始時期の決定
 - ・準備のできた活動・地域から部分的に開始。徐々に活動や地域を拡大
- 実施要項の作成
 - ・募集案内等に活用

(4) 会費の設定と適切な会計処理及び公表

- ア 運営団体は、会費について、生徒や保護者、地域住民等の理解を得つつ、活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉に設定する。
- イ 運営団体は、経済的に困窮する家庭の生徒が地域クラブ活動へ参加する際、費用の負担を軽減するために、補助金を活用したり、寄附等による基金を創設したりするなど、活動機会を確保できるように対策を講じる。
- ウ 運営団体は、国や県、市町村等の補助を受けて運営する場合、申請や報告など、必要な手続きを適切に行う。
- エ 運営団体は、公正かつ適切な会計処理を行った上で、組織運営の透明性を確保するため、情報開示を適切に行う。

(5) 保険への加入

- ア 運営団体は、指導者や参加する生徒等に対して、自身の怪我等を補償する保険や個人賠償責任保険に加入させる。
- イ 保険適用の範囲については、活動の最中のみならず、活動場所への移動中や保護者による送迎中に事故等にあった場合にも適用を受けることができる内容のものを検討する。

(6) ガバナンスコードの策定・公表

- ア 運営団体は、生徒や保護者のみならず地域全体から信頼を得るために、適正なガバナンス^{※9}を確保するとともに、その状況に関する情報を積極的に開示することにより組織運営の透明性を確保する。
その際、スポーツ庁の「スポーツ団体ガバナンスコード〈一般スポーツ団体向け〉」（以下、「ガバナンスコード」という。）を参照し、ガバナンスコードに添付されているセルフチェックシートに基づく自己説明資料を作成し、自団体のホームページ等で公開する。
- イ 独立行政法人日本スポーツ振興センターが、スポーツ団体向けに「スポーツガバナンスウェブサイト」を開設し、ガバナンスコードに基づいた団体運営に関する自己説明の登録・公表を促進しているので、各運営団体は積極的に活用する。

※9：「統治、管理、支配」という意味があり、企業等では「健全な企業運営を行う上で必要な管理体制の構築や企業の内部を統治すること」としている。経営リスクを未然に防ぐための考え方として広まってきた。

(7) 相談窓口の周知

運営団体は、指導者や団体にインテグリティ^{※10}を欠く等の不適切な行動があった場合の対策として、次のような様々な相談の手段があることについて、加入生徒や保護者、地域住民等に対して積極的に発信する。

- ・運営団体自らが設ける相談窓口
- ・スポーツ庁が公表している「スポーツにおける暴力・ハラスメント等相談窓口一覧」^{※11}
- ・JSP0 が設置する「スポーツにおける暴力行為等相談窓口」^{※12} 等

(8) 関係団体との連携

運営団体は、活動場所や指導者の確保を含む諸課題の解決へ向け、協議会等に積極的に参画し、緊密に情報共有や連絡調整を行う。

※10：「誠実」「真摯」「高潔」などの概念を意味する言葉。

※11：スポーツ庁 HP 参照「https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop10/list/1412106.htm」

※12：JSP0 HP 参照「<https://www.japan-sports.or.jp/cleansport/tabid1349.html>」

■ 2 適切な指導体制の構築

(1) 指導者に求められる資質

- ア 運営団体及び指導者は、実技指導のほか、安全・傷害予防に関する知識・技能の指導、大会等の引率、用具・施設の点検・管理、会計管理、保護者との連絡など、多様な職務に従事することとなる。
- イ 心身の成長の途上である生徒を対象とするため、指導者は、生徒の安全の確保や、練習等が過度な負担とならないよう徹底することはもとより、体罰・言葉の暴力・性暴力・ハラスメントなどの行為の根絶が強く求められる。指導に当たる際には、意見表明権を含む生徒の基本的な人権などの権利擁護の観点に留意しなければならない。
- ウ 運営団体及び指導者は、生徒や保護者に対する不適切な行為の防止に努めるだけでなく、生徒間で事故やトラブルがあった場合についても、看過することなく対処する。
- エ 運営団体及び指導者は、生徒理解はもとより、事故やトラブルへ対応する際に必要な知識や考え方などの知見を身に付けておく必要があることから、取得に一定の研修を要する指導者資格を有していることが求められる。

(2) 指導者資格の取得

- ア スポーツ活動の指導者は、JSP0 公認スポーツ指導者資格^{※13}や中央競技団体が定める公認指導者資格など、公的に認められた資格を有していることが望ましい。

《参考》指導者資格例

● JSP0 公認スポーツ指導者資格	① スタートコーチ (教員免許取得者)
	② " (スポーツ少年団)
	③ " (競技団体ごと)
	④ コーチ 1～4 (競技団体ごと)

※上記 JSP0 公認スポーツ指導者資格については、指導対象を厳密に区分けされていないが、スポーツ少年団に指導者として登録する際は、スポーツ少年団対象のスタートコーチが必要となる。

※各資格の問い合わせ先は、①②が県スポーツ協会、③④が県競技団体となる。

● 中央競技団体独自の指導者資格
(例) 日本サッカー協会公認コーチライセンス
日本バスケットボール協会公認コーチライセンス

- イ 公認指導者資格を取得していない指導者や指導者資格が設けられていない活動等の指導者は、県が開講する指導者講習会等を受講し、指導に当たることが求められる。

《参考》地域クラブ活動の指導者として身に付けるべき知見例

- | | |
|-----------------|-----------------|
| ・コンプライアンスに関する内容 | ・スポーツ医・科学に関する内容 |
| ・傷害や事故の防止に関する内容 | ・著作権に関する内容 など |

※13：JSP0 が加盟団体等と連携して昭和 40 年から養成を開始し、現在は公認スポーツ指導者資格として 5 つの領域にわたる 18 種の資格を設け、多様なスポーツ活動を推進することのできるスポーツ指導者を認定している。

(3) 指導者としての質の保障

- ア 運営団体及び指導者は、地域クラブ活動の実施に当たって、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害や外傷の予防、バランスのとれた生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）を徹底し、体罰・暴言・ハラスメントの根絶に努めなければならない。
- イ 運営団体及び指導者は、生徒がバーンアウトすることなく、生涯を通じて活動に親しむ習慣の基礎を培うことができるよう、生徒の心身の状態を十分に把握した上で運営・指導に当たる。
また、生徒が自らの目標を達成できることを目指し、心身の休養を適切に確保しながら、短時間に合理的でかつ効率的・効果的な活動となるよう工夫する。
- ウ 運営団体及び指導者は、中央競技団体や各活動分野の関係団体等が作成する指導手引^{※14}を活用することが望ましい。
- エ 生徒が複数のクラブ（移行期においては学校を含む。）に加入し指導者が異なる場合、各運営団体及び指導者は、必要に応じて指導者間で指導方針や生徒の活動に関する情報の共有を行うなど緊密な連携を図るとともに、生徒や保護者等に対して丁寧に説明する。

(4) 指導者の確保

- ア 運営団体は、スポーツ・文化芸術団体の指導者のほか、部活動指導員^{※15}、退職教員、兼職兼業等の許可・承認を得た教員等、企業関係者、公認スポーツ指導者、スポーツ推進委員^{※16}、競技・活動経験のある大学生や保護者、地域おこし協力隊^{※17}など様々な関係者から指導者を確保する。
- イ 指導者が十分に確保できない等の場合は、広域でクラブを設立することや、ICTを活用した遠隔指導ができる体制を整えることが想定される。
- ウ JSP0 は公認スポーツ指導者の活用を促進するため、公認スポーツ指導者のマッチングサイトを設置しており、運営団体は、その活用を検討する。
- エ 運営団体は、公立学校の教員を指導者として雇用等する際には、当該教員が教育委員会等から兼職兼業等の許可・承認を得ているかどうか確認する必要がある。また、企業関係者等を雇用する際にも、企業等から副業等の許可・承認を得ているか確認する必要がある。
その際、兼職兼業等に係る許可条件や基準等の確認も併せて行うこと。
- オ 運営団体は、教員が地域クラブ活動に兼職兼業等の許可・承認を受けて携わる場合、その業務が学校部活動と一体的に継続され、実質的に引き続き校長等の管理監督下にあるとみなされる、いわゆる看板の掛け替えのような活動・業務とならないよう、実施場所、指導体制、活動形態、活動内容等を整理する。^{※18}
- カ 運営団体は、公立学校の教員を指導者として雇用等する際には、居住地や、異動や退職等があっても当該教員が継続して従事するかの意向等を踏まえて、継続的・安定的に指導者を確保できるよう留意する。
- キ 教員の兼職兼業等での従事に当たっては、従事者の心身の健康に十分配慮する必要があることから、厚生労働省の「副業・兼業の促進に関するガイドライン」を参照し、運営団体、勤務校の校長及び教育委員会は、それぞれ勤務時間等の管理を徹底するとともに、連携して従事者の適切な労務管理に努める。

(5) 生徒の多様な活動への理解

- ア 生徒の活動の志向やスタイルは、競技志向が高いケースばかりではなく、複数の活動に取り組んだり、自身の余暇の時間を作るために活動日を調整したりするなど、多様である。
運営団体はこのことを理解するとともに、生徒がクラブ以外の多様な活動に自主的・自発的に参加する場合は、それを尊重することが望まれる。
- イ 地域での活動を持続可能なものにしていくため、ユニバーサルスポーツなど、障害の有無や年齢等にかかわらず一緒に活動することができる環境を構築することが望まれる。

※14：国は「競技・習熟レベルに応じた1日2時間程度の練習メニュー例と週間、月間、年間での活動スケジュールや、効果的な練習方法、指導上の留意点、安全面の注意事項、暴力やパワーハラスメントの根絶等から構成、指導者や生徒の活用の利便性に留意した分かりやすいもの」を示した指導手引を作成するよう要請している。

※15：中学校・高等学校の部活動において、学校長の監督下で顧問の代わりに単独で指導・引率ができる学校職員。

※16：市町村教育委員会が委嘱をし、当該市町村におけるスポーツ推進のための事業実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導、その他スポーツに関する指導及び助言を行う人材で、昭和36年から位置付けられている。

※17：各自治体が委嘱をし、地域ブランドや地場産品の開発・販売・PR等の地域おこし支援や、農林水産業への従事、住民支援などの「地域協力活動」を行う人材で、平成21年から総務省で制度化された。（令和3年度は県内23市町村で87人）

※18：参照：「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」を受けた公立学校の教師等の兼職兼業の取扱い等について（令和3年2月17日／文部科学省）

■ 3 適切に休養を確保するための活動時間の設定と管理

(1) 適切な活動時間や休養日等の設定

ア 運営団体及び指導者は、地域にある人材や場所等と生徒のニーズ等を総合的に勘案し、活動内容、回数や時間等を含む活動計画に反映させる。

その際、生徒のニーズが単一ではなく多様であること、生徒が心身ともに成長過程の思春期であること、健全な成長のためには家庭や学校での生活も重要な要素であることなどを十分に理解する必要がある。

イ 活動計画の具体の設定に当たっては、競技志向の高低にかかわらず、過度な活動が継続されると心身の疲労が蓄積し、傷害やバーンアウト等のリスクが高まる一方、パフォーマンスは低下することから、十分な休養を確保する必要がある。

このことを最優先に位置付け、活動時間や休養日等について、医・科学的な知見に基づいて『茨城県「部活動の運営方針」(改訂版)(令和4年12月/茨城県教育委員会)』(以下、「県部活動運営方針」という。)に定められている時間や日数に準じて設定する。

ウ 運営団体及び指導者は、年間活動計画(活動日、休養日及び参加予定大会の日程等)、毎月の活動計画及び活動実績(活動日時・場所、休養日及び大会参加日等)を作成し、公表する。

(2) 活動場所の確保

ア 活動場所は、公共のスポーツ・文化施設や、社会教育施設^{※19}、地域団体・民間事業者等が有する施設だけではなく、地域にある施設を活用することが考えられる。

イ 学校施設を活用する際は、施設の設置者^{※20}の許可を得て、設置者が定める規則等を遵守する。

ウ 移行期においては、学校施設において学校部活動が行われていることが想定される。そのため、学校施設管理者、施設の設置者、関係団体等で協議を行い、複数の団体が希望する場合は公平に利用することができるよう調整するなど、緊密に連携を図る。

(3) 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進

ア 運営団体は、活動計画作成に当たって、限られた時間の中で効果を上げるべく、活動するタイムマネジメントの観点、学校生活や家庭生活とのバランスを保つ観点、さらに、指導者の長時間労働の防止に配慮する観点からも、活動過多を抑止する方向で作成する。

イ 生徒の多様なニーズに対応するとともに、合理的でかつ効率的・効果的な活動を推進するに当たっては、必要に応じて有資格者などの専門性の高い人材を招いて研修を計画・実施する。

(4) 学校等との連携

ア 生徒は地域クラブ活動に加え、地域で他の活動を行うことや、移行期には平日の放課後に学校部活動を行うなど、多様な活動をすることが想定される。

そのため、諸活動によって心身に負担がかかり健全な発育・発達に弊害が出ることをのまないよう、運営団体は、学校と活動内容などの情報を共有し活動過多の予防に資する。

イ 運営団体及び指導者は、活動時間や休養日の設定状況に加え、大会の日程等について情報を把握し、生徒の活動が総合的に県部活動運営方針に示す「適切な休養日等の設定」を超えないよう、活動状況やスケジュール等の共通理解を徹底し、生徒の望ましい成長を保障する。

ウ 運営団体及び保護者は、生徒の将来を見据えた指導が必要になってくることから、通常の活動に加えて進路面等についても学校と情報を共有する。

その際には、個人情報の取扱いに細心の注意を払う。

※19：図書館、博物館、公民館など、家庭や学校以外で、児童から青年、成人、高齢者に至るまで、全ての年齢の人たちに、学習や研修、スポーツや趣味に興じたり、楽しむ機会を提供したりすることができる生涯学習のための施設

※20：県立学校については茨城県、市町村立学校については各市町村、私立学校については学校法人

《参考》茨城県「部活動の運営方針」（改訂版）に準ずる活動時間、休養日等の設定

【適切な活動時間の設定】

- 大会等の当日を除く1日・1週間当たりの上限は次のとおりとする。
(練習試合や大会等の当日を除く。)

	1日当たり		週 計
	平 日	休 日	
中学生	2 時間	3 時間	11 時間
高校生		4 時間	12 時間
特別支援学校の生徒	1.5 時間	原則、実施しない	6 時間

- 実施主体及び指導者は、上限の範囲内で、可能な限り短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動となるよう活動時間（準備、片付け、移動時間は含まない）を設定する。
- 休日に大会等により休日の上限を超えて活動した場合、週の上限の範囲内となるよう、他の休日に休養日を振替えて調整をすることが望まれる。また、祝日が含まれる週や、平日の大会等参加により1日の上限を超えて活動した場合も、週の上限の範囲内となるよう調整する。
- 実施主体及び指導者は、学校の長期休業中においても、上記のとおり活動時間を設定する。

【適切な休養日の設定】

- 休養日については、次のとおり週当たり2日以上休養日を設けることとする。

	平 日	休日（土日いずれか）	週 計
中学生	1 日以上	1 日以上	2 日以上
高校生	原則、平日・休日各1日以上		原則2 日以上
特別支援学校の生徒	原則、平日1日、休日2日		原則3 日以上

- 大会等への参加により休日（土・日）に連続して活動した場合は、他の休日に休養日を振替える。
- 公式大会等において上位大会に進出し、上位大会が直後の1か月以内に控えている場合に限り、コンディション調整を目的として、生徒が希望する場合は、生徒の心身の疲労回復の状況を確認した上で、平日に休養日を振替えることも可とする。
- 高校生においては、公式大会等を控えた2週間前からに限り、コンディション調整を目的として、生徒が希望する場合は、生徒の心身の疲労回復の状況を確認した上で、休日に連続して活動し、休養日を他の平日に振替えることを可とする。
- 特別支援学校の生徒においては、公式大会等を控えている場合のみ、前週の休日（土日いずれか）において、上限を3時間として活動することを可とする。（その場合、週の活動時間の上限は9時間までとし、3時間分は他の平日に振替える。）
- 学校の長期休業中においても、上記のとおり休養日を設定する。加えて、長期休業中に、生徒が十分な休養を取ることや、多様な活動ができるよう、1週間以上の連続した長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。
また、生徒の多様なニーズに対応するために、休養を増やすことや、週間、月間、年間単位での活動頻度や時間等の目安を定めるなどの工夫をすることも必要である。

おわりに

- 学校部活動の地域クラブ活動への移行の目的は、加速する少子化・人口減少に対応し、スポーツ・文化芸術活動と学校教育の双方を持続可能なものにするに尽きる。
地域クラブ活動は、子供たちにとって、これまでの状況と比較すると、自分のニーズや志向に応じて種目等を選ぶことができ、場合により複数の活動を掛け持ちで行うこともでき、また、進学する中学・高校に希望する部活動がない場合でもそれまでの活動を継続することができ、さらに、顧問教員の人事異動の影響を受けない、といった効果があり、チルドレン・ファーストの考え方に立脚した規制緩和の一環と捉えることができる。
加えて、学校に「社会に開かれた教育課程」が求められている中であって、地域クラブを舞台とした幅広い年齢の社会人の方々との交流は、リーダーシップ、フォロワーシップを含む社会性の育成とともに、タイムマネジメント力や法令遵守意識などを含むキャリア意識の形成にも大いに資すると考えられる。
- また、地域にとっては、社会総がかりで青少年育成に力添えをいただくことで、地域を担う人材の育成、地域の連帯意識の涵養などが地域活性化に寄与することはもとより、消滅の可能性のある種目等の維持にも大きな役割を果たすものと確信する。
- さらに、学校にとっては、子供たち「ひとりひとりの能力を開発」（『本県教育の目標』の一部）するために、教員が授業を磨くとともに生徒個々の課題に伴走する本務のパフォーマンスを最大限に向上させ、効果的な教育活動を展開することにつながる。
そのために、教員が休日・休養を十分に確保するなど生活の質を向上させることで人間性や創造性を高め、生き生きとした状態で子供たちに向き合える職場環境を整えることが必要であり、これらが、教員の魅力を復活させ、志願者の回復と不足の解消の一助となることが期待される。
- 一方、地域移行には、指導者の確保をはじめ課題があることも事実である。
指導者については、人口減少の中、そもそも、全校全部活動に一人ずつの専門指導者を外部から配置することは現実的でなく、学校単位で見れば複数校の部活動を合同・集約するなどの方策を講じることのほか、当面、指導を希望する中学・高校等の教員が兼職兼業等の許可・承認を得て指導者を務めることなどが望まれる。
そのため、地域クラブ設立については、例えば既存の少年団組織等を基礎に、複数校合同での設立や、従来の合同練習の発展形としての中学・高校合同での設立のほか、OB会・同窓会・保護者会などによる設立など、地域の実態に即した形態の工夫が求められる。
運営団体についても、保護者等が運営団体の代表を、教員を含む地域人材が指導者を務め、場合により保護者等が活動の見守り役を務めるといった工夫も考えられる。
- クラブや同好会等は、愛好者が自主的・自発的に集って結成し、指導を仰ぎたい熟達者に指導者を要請するという流れが本来の設立の姿であり、そのことはチルドレン・ファーストの考え方にも合致する。
スケートボードやブレイキンなどのいわゆるアーバンスポーツのように、進歩するICTを有効に活用しながら、年齢を問わず選手同士や友人から、対等もしくは斜めの関係性において技を学び磨き合うようなコミュニティ形成の在り方も、新しく頼もしい形である。
- また、大会等については、主に競技志向の高い生徒が目指す主要な大会等の参加資格について、今般、中体連を皮切りに、クラブチーム等での参加を可能とする議論が続いている。
日々心身が発達し行動範囲を拡げていく青少年が、主体性を自覚し、さらなる成長を遂げるために、可能な限り多様な選択肢が整えられ、資格が緩和されることが望まれる。
なお、運営を教員に依拠してきた大会については、教員によらない運営体制の構築が必要である。
- 令和4年9月、経済産業省は『「未来のブカツ」ビジョン』を公表し、その中で、U15/U18といったカテゴリーで年代を分け、一律の引退時期を設けず、地域の生活文化に根差した全世代型クラブを中心とした新しい社会システムを創造することを提唱している。
- 「地域の子どもを地域で育てる」ことに、市町村をはじめ地域の皆様のご理解を得て、地域に根差した地域クラブを育てていただくことにより、地域のスポーツ・文化芸術活動がアップデートを遂げ、その結果、子供たちが未来に希望をもって地域の活性化に貢献する人材となることを期待し、引き続きご支援をいただければ幸いです。

2 地域移行の制度設計の手順

【検討体制整備】
○協議会等の設置、
定期的な実施

【方針策定】
○推進計画の検討、
策定

令和5年度より
休日の部活動の段階的な地域移行への取組
開始

【調査】

- 生徒・保護者のニーズ
- 部活動の現状
- 活用可能な施設
- 受入可能な各種団体
- 指導可能な人材

【周知・啓発】

- 生徒・保護者、各種団体、
地域住民へ方針説明

【運営団体の整備】

- 各種団体へ説明会を実施
運営団体の募集、依頼、検討、決定
- 規約・運営方針の検討、決定
- 活動場所の検討、割振り

【指導者の確保】

- 指導希望者へ説明会を実施
指導者の募集、依頼、検討、決定
- 県人材バンク登録者の活用
- 兼職兼業等に係る制度を整備

【費用補助】

- 運営団体、指導者、保護者費用の
制度整備、積算、検討

【周知・啓発】

- 取組やスケジュールをHP、広報誌へ掲載

【実践・検証】

- モデルケースの実践
- 活動内容のブラッシュアップ
- 運営団体、指導者、学校との調整
- 指導者の適正確認
- 運営団体、指導者、保護者への
費用補助実施、制度確認
- 生徒・保護者・入学予定者、地域住民へ
実践をHPや広報誌へ掲載、意見聴取

地域の実情等に応じて可能な限り早期に実現